

別表(第2条、第3条関係)

補助事業名	商店街活性化イベント事業	商業連携広域イベント事業
補助事業の概要	商店街等の団体が、商店街の活性化のために地域と一体となって実施する商店街活性化イベント事業に要する経費の一部を補助する。	商店街等の団体が構成する実行委員会(協議会等含む)が、商業の活性化のために地域と一体となって実施する複数団体で行うイベント事業に要する経費の一部を補助する。
補助事業の目的	商店街等の団体のPRを行い、市内商業の振興を図ること。	市内商業の振興を図ること。
補助事業の対象となる経費	補助事業者が実施する事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの。ただし、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。専門家謝金、専門家旅費、会場借上料、会場整備費、通信運搬費、広告宣伝費、資料作成費、アルバイト賃料、出展・出演料、マスコット製作費、消耗品費、レンタル・リース料、雑役務費、委託料、市長が特に必要と認める経費	
補助率	補助対象経費の1/2以内、1,000円未満は切り捨てる	
補助金の額	15万円を限度とし、市長が予算の範囲内で必要と認められた額。ただし、同一事業について、市から他に補助金が支出されている場合においては、補助対象事業とすることはできないものとする。	12万5千円×実行委員会を構成している商店街等の団体数(商店街等の団体に属していない商業又はサービス業を営むものが10店舗以上参加する場合にあっては当該団体数に1を加えた数、20店舗以上参加の場合にあっては当該団体数に2を加えた数)
補助対象者	<p>次の各号にいずれかに該当する者</p> <p>(1) その組合員の人数が15人以上である商店街振興組合</p> <p>(2) 事業協同組合であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア その組合員の人数が15人以上であること</p> <p>イ その組合員の3分の2以上が商業又はサービス業を営む者であること</p> <p>ウ その組合員の大多数が商店街で事業を営む者であること</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する商店街組織</p> <p>ア 組織に関する事項、運営に関する事項、代表者の選任方法その他の組織の運営に必要な事項を定めていること</p> <p>イ その構成員の人数が15人以上であること</p> <p>ウ その構成員の3分の2以上が商業又はサービス業を営む者であること</p> <p>(4) 宝塚市商店連合会</p>	<p>次の各号のいずれかの実行委員会</p> <p>(1) 商店街等の団体(左欄第1号から第3号までに掲げる者をいう。次号において同じ。)が2つ以上属している実行委員会</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、商店街等の団体が属し、かつ、商店街等の団体に属する者以外の者であって商業又はサービス業を営むものが10人以上属している実行委員会</p>
その他の事項		